

# 嘉永四辛亥 齋彬公流儀御覽之一冊

村 山 輝 志\*

This book was written about the preparation of a tournament which  
the leader of the Satsuma feudal clan, Nariakira Shimazu, saw.

Terushi MURAYAMA\*

## Abstract

These data were written for details of the preparation for tournament in 1851. The tournament in which they performed martial arts of Sekiguchi school was made for thorough open to the public and the top of Satsuma feudal clan.

The preparation contained the number of performance, the time of performance, manners of entrance and reave, more over, two preliminary inspection.

Feudal clan intended the martial arts to be known to the peoples through this tournament.

This paper describes the preparations that were made for a martial arts tournament that was held in 1851. In the tournament, martial arts of the Sekiguchi school were performed. The Satsuma feudal clan held the tournament as a means of introducing these martial arts to the general public. Hence, both the general public and the leader of the Satsuma clan were invited to attend the tournament.

Preparations included drawing up a schedule for the performances and determining the manner of entering and leaving. In addition, two preliminary inspections were made.

## 解 題

本資料<sup>2)</sup>は第二八代藩主・島津斉彬に閑口流柔術を上覧するための準備から上覧までの経緯を述べたものである。この資料を著わしたのは嘉永四(一八五一)年九月、為興堂が書いているが為興堂とは閑口流の道場名と思われる。資料中に「為興堂へ致璧書…」「於為興堂式日下稽古いたし候」とある。このように、演技に至る過程のすべてを記し置くのは後年上覧する場合の参考にする為で

あるとしている。閑口流では寛政と文化の時代にも上覧し、本資料と同様の実施記録を書いていたことが資料のなかにみえる。鹿児島県立図書館蔵。

閑口流柔術は海老原家が代々の師範を薩摩藩では世襲している。提伴九郎に海老原筑兵衛が学び海老原庄蔵に伝えた。庄蔵は天明五(一七八五)年から薩摩藩立の演武館において同流を教授<sup>3)</sup>していた。彼の孫である庄蔵が今回の師範である。

\*鹿屋体育大学 National Institute of Fitness and Sports in Kanoya, Kagoshima, Japan.

## 第二八代薩摩藩主・島津斉彬への武道上覧日程嘉永四（一八五一）年

期 日	流 儀 名	師 匠 名	期 日	流 儀 名	師 匠 名
8月29日	日置流弓術	平田 平六	9月晦日	常陸流剣術	和田 源太兵衛
夕	夕	東郷 左大夫	夕	精一流剣術	坂本 廉四郎
9月4日	夕	夕	夕	真心影乃流	深見 休八
9月17日	天真流剣術	加藤 権兵衛	10月2日	小示現流	伊集院 弥七郎
9月19日	太刀流剣術	大脇 弥五右衛門	夕	天真流及び山内流居合	川上 八次郎
夕	飛太刀流剣術	小野 郷右衛門	10月4日	鎌倉流馬術	川上 十郎左衛門
夕	水野流居合	有川 彦左衛門	10月8日	神当流馬術	比志島 静馬
夕	真心影之流	鈴木 弥藤次	夕	大坪流馬術	町田 左七郎
夕	関口流柔術	海老原 庄藏	夕	高麗流馬術	高橋 茂五兵衛
9月23日	大島流槍術	白尾 金左衛門	10月10日	示現流剣術	東郷 弥十郎
夕	太刀流剣術	大山 後角右衛門	10月11日	夕	夕
9月27日	水野流居合	篠崎 七郎左衛門	10月14日	稻留流小銃	種子島次郎右衛門
夕	夕	東 次郎左衛門	夕	夕	和田 乘助
9月晦日	大刀流剣術	田中 太郎左衛門	10月17日	夕	郷原 轉
夕	夕	大山 後角右衛門	夕	夕	末川 久馬

資料の内容は嘉永四（一八五一）年九月二十七日の上覧日に同流を演技する技名、演技者名をはじめ演技の心得と演技当日までの藩の御目付や家老達との準備状況を記したものである。たとえば家老の島津豊後、大目附の鎌田図書が二回下見をしたこと、演武館場で仮演技をしたこと、演技当日の集合時間、礼儀作法のこと、その他など詳細な準備状況が三月十三日初回の会議から、開催日までの長期に亘り記されている。

嘉永四年は八、九、十月に亘り、上記の関口流をはじめ藩内で活動している各種各流儀が上覧されている。上覧の状況を図<sup>3)</sup>にまとめてみた、弓術、柔術、剣術、居合術、馬術の二三流儀の師範と弟子達が上覧している。流儀のなかで弟子の多

いところは二日間に亘って上覧し、日置流弓術、示現流兵法などがそれである。又同じ流儀でも師範の異なる流儀・水野流、真心影流、太刀流、日置流などもある。上覧はすべての弟子達が演技したことがあがえるものである。関口流の本資料により、上記の各種各流儀についても大概のことが理解できると思われる。

本資料は武道史の研究のうえで重要である。上覧というのは単に藩主の慰みと思われがちであったが、家老以下すべての士がこれに関わる、重要な行事であったのである。それは武道の振興を真に望んでいたがために多くの費用と時間をかけたのであろう。たとえば上覧は各流儀ともすべての修行者に出演させたこと、藩側がすべて企画、実

行したこと、したがって上覧当日の観覧者は一門方、家老、若年寄、大目付など重要人物であったこと。服装や動作など不都合がなく礼儀正しい振舞をさせたことその他などである。一方、藩側から褒賞も実施されている。

齊彬が文武を奨励したことを別の資料でみると、演武館は彼の曾祖父である島津重豪（一七四五～一八三三）が建立し武道の振興をはかったが、齊彬も又それを振興した。例えば下記のような勅達書などからも分かるので紹介しておく、「士風矯正の訓論<sup>1)</sup>」嘉永五（一八五二）。「齊彬公文武を奨励し玉う<sup>4)</sup>」安政元（一八五四）年。「文武奨励達書<sup>4)</sup>」（安政三（一八五六）年。「造士館学風矯正之御親書<sup>3)</sup>」安政三（一八五六）年。その他などである。内容は主に「心術を研ぎ、兵法武術の芸事を勉強し、治乱の政事に通達すること」「武士は礼儀を専として武芸の心掛は勿論、學問武芸をはげみ、國家の固めに相成候こそ武士の本意」などと述べている。

本資料は武道家側からみた、武道振興を裏づけたものといえると同時に幕末に於ける武道振興の背景つまり、政治・社会と無縁ではない、開国や明治維新と関連すると思われる。数ヶ月の間、藩や武道家側がエネルギーを消費してまでの上覧だからである。幕末において流儀の数が多いから武道の振興があったという浅い考察でなく、本資料は上覧のための実践的な記録であるので、より詳細な幕末の武道の考察が期待できる。

最後に図では九月十九日に関口流が上覧することになっているが、原資料の『齊彬公史料』の間違いと思われる。関口流と同日に上覧された篠崎と東の水野流は同史料と合致している。

## 引用文献

- 1) 池田俊彦、島津齊彬公伝、岩崎育英奨学会  
1954, p. 267.
- 2) 為興堂、嘉永4辛亥、齊彬公流儀御一覽之一冊  
為興堂、1851、鹿児島県立図書館蔵。
- 3) 鹿児島県維新史料編さん所、鹿児島県史料

齊彬公史料第一巻、鹿児島県、1981, pp. 232-234.

4) 同二巻、1982, pp. 18-19, pp. 732-733, pp. 912-917.

5) 村山輝志、諸家芸術伝来上申

－薩摩藩の武道の流儀と伝統－

鹿屋体育大学武道文化論研究室, pp. 15-16.

嘉永四  
辛亥 齊彬公流 御覽之一冊

一 亥三月十三日庄蔵井外師匠家之面々  
御目付より御用申候付、福島新七罷出候處、  
此節就御初入部諸武芸可被遊  
御覽儀も可有之候間、人數何人位可有之哉  
可申出旨致承知候付、七拾人位も可有御座段  
同十五日同人より伊集院源之丞へ申出置候事  
一 四月八日演武館掛御目付より御用付、同人  
罷出候處、此節跡諸武芸可被遊  
御覽段、被仰出候間、罷出候人數取しらべ  
先例之通申出候様、致承知候付、前文同様七拾  
人位と申出置候事、

一 同廿二日御用人宮之原主計より御用付、  
庄蔵罷出候處、左之通被仰渡候、  
御初入部付、諸武芸御先規之通  
被遊 御覽、大追物之儀者御都合次第  
可被遊 御覽旨被仰出候条、御手当向  
相掛候儀共万端不及御入體様、取しらべ  
可申出候、此旨師家之面々へ可申渡候、  
四月 豊後

一 五月朔日御目付より御用付、新七罷出候處、  
当八月中旬より可被遊 御覽段、被仰出候付、  
罷出候人數又々取しらべ可申出旨致承知  
候間、凡八拾人位も出席可有御座、乍然少々  
増減も可有之段、同十日同人より図師崎良助へ  
申出置候事、

一 七月廿七日演武館掛御目付より御用付、皆吉  
五郎右衛門罷出候處、此節 御覽付而者  
此跡も御通被下候筋に相見得候間、此筋も  
御通被下儀ニ候ハ、拾人位も罷出、余者都而  
御断可申上哉、又者頂戴可仕哉、何分致吟味  
可申出旨致承知候付、寛政之度者、於宅  
頂戴被仰付、文化之度者御覽当日  
惣而御断申上候筋ニ庄蔵帳留へ相見得、乍然  
御通被成下儀、難有頂戴仕、御断申上候儀者

有御座間數奉存候共、御前向不取酬之  
者而已ニ而、折角行儀作法宣様ニ仕事御座候間、  
御断申上候而不都合無御座候ハ、物而御断申上  
度

段、同廿九日同人より申出置候事、

一 八月八日御用人宮之原主計より御用付、土橋  
休五郎罷出候處、左之通被仰渡候、

九月晦日 関口流

海老原主蔵

右者於演武館流儀可被遊

御覽旨、被 仰出候条可申渡候、

八月 豊後

一 同十二日御目付より御用付、新七罷出候處、  
左之通致承知候、

演武館於弓場諸武芸就

御覽、師匠家之者共心得之覚

一 御成御門外掛付へ師匠家父子門弟其外

之面々順々罷出 御入之節平伏

御帰殿之節も可為同断事、

但同日二三流も 御覽之節者師

匠家一流宛けた明ニ而罷出事、

一 御覽付而者師家者勿論、門弟迄も

万端不敬之儀共無之様相慎、幕陰又者

脇よりのぞき或者難談等申間敷事、

一 目立候梅之脇差・提道具并着服等無用

可致事

一 平日稽古と者相替候付、前以業合之  
手数等可相究置候、勝負合付掛り場所ニ而  
今ツソなど望候儀共致間敷事、

一 御覽付而者、寄合並以上者身分も相替  
候付 打出いたし候儀者差扣候筋可取計事

一 業合之場へ罷出御礼仕候節

御前をのぞき候儀共致間敷事

一 依業合相仕廻候跡ニ而道具場所へ置付候節、

不都合之訊も有之候ハ、差引人より罷出

可取計候、其筋師匠家又者差引人より

声を掛候而者不敬有之候条、右通可相心得事

一 差引人数罷出候而御礼申上、其人二度目罷出

候節者御礼付不及候、且道具持出候人も

差引人同前二度目より不及御礼候、尤業合<sup>二</sup>  
相掛罷出候人者、仕打出<sup>シ</sup>共々時々御礼申  
上候様可致事  
但差引<sup>ニ</sup>而罷出候人者御小姓与以上之高  
弟より可罷出事、尤御小姓与迄之儀<sup>ニ</sup>  
候ハ<sup>シ</sup>其内高弟より同断  
一居<sup>(合)</sup>相業<sup>ニ</sup>而自然帽飛候歟、又著落候ハ<sup>シ</sup>  
ひざを付候而捨ひ、木刀折れ候儀も有之候ハ<sup>シ</sup>  
差引人気を付可取計事  
一業合之場所へ幕准より罷出、又著業合  
相仕廻罷下り候節、進退不滞様可相心得事  
一幕准涯々多人數不相集、尤業合<sup>ニ</sup>罷出候者  
名前之順々相擱置、遷滞無之様差引人より  
可取計事  
右之通師匠家之者共相心得、罷在候様  
可申渡置候

八月 矢五太夫

一同十六日御目付より御用<sup>ニ</sup>付、新七罷出候處、  
九月廿三日御家老衆大目付衆  
御覽之御下見可有之段致承知候、  
一同十七日御用人宮之原主計より御用<sup>ニ</sup>付、上原  
直次郎罷出候處、左之通被仰渡候  
一当朝四ツ時樓之間御中門・矢来御門  
御出、演武館御成御門より被入、  
一御成御門外へ師匠同弟子并門弟家格  
之順々罷出 御帰殿之節も同断  
尤師匠者門弟上<sup>ニ</sup>相離罷出  
但三三流同日 御覽之節者師匠  
一流宛之門弟<sup>合</sup>相図して罷出、  
一右同御庭左脇へ掛御目付罷出  
御帰殿之節も同断  
一張番所脇北之方へ大番頭御小姓与番頭  
御用人等罷出 御帰殿之節も同断  
一弓場北角へ筋運<sup>ニ</sup>御目付壱人罷出  
御帰殿之節も同断  
一御一門方御次之間へ被相詰、後座へ奥向  
相詰、御一門方引次屏風仕切、大目附以上  
相詰、三之間屏風仕切<sup>ニ</sup>而大番頭・御小姓与  
番頭

掛御用人・御目付相詰  
一御入之節、御一門方・大目附以上御上段  
之方へ寄被罷出、御帰殿之節も同断  
一御棧敷へ御着座  
御懲斗御居付  
一御着一折宛師匠銘々より  
右掛御用人へ相付進上  
一御意次第可相初旨、掛御用人を以申渡  
一業合 御覽之内場所双方出入口上へ  
掛御目付壱人宛罷出、厚地之方へ師匠并  
門弟之内差引壱人、西之方へ差引人壱人  
双方御目付次<sup>ニ</sup>相離罷出、  
一御酒被下候節者、敷付之左右下へ御目付  
壱人相詰  
但鎌長刀之節者、御酒被下候場所へ薄緑  
敷付方御供目付致下知、御供使足輕敷付  
ル  
一於御棧敷御酒被下候面々席割有之事、  
御覽之節之通  
但御酌表御小姓  
師匠銘々  
右御酒頂戴相済候上、於御棧敷銀一枚宛  
之御目録奏者番を以拝領、  
一右相済候而 御立  
以上  
一門弟扣所へ刀番足軽二人  
但同日幾流儀も 御覽之節者、刀番  
相重一流宛扣所鑓場并馬見所造士館  
内弓、就 御覽出居候扣所、  
口上覚  
此節私流儀就 御覽、柔術大形之儀者  
先年 御覽之節も中帯御免被仰付  
候<sup>ニ</sup>付、此節之儀も同様中帯御免被仰付  
被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉願  
候、  
以上  
亥八月廿四日 海老原庄藏  
右演武館掛御目付へ新七より差図置候處、  
同廿七日矢五太夫殿より願遇被成御免候旨  
御目付伊集院源之丞より口達を以同人致承

## 知候事

一 八月廿八日御目付より御用<sup>ニ</sup>付 新七罷出候処、左之通致承知候

一 御覽当朝暁七ツ半時揣

一 御家老衆・大目附衆下見当朝六ツ時揣、右刻限之通、雨晴無櫻罷出、衆溜へ可被相扣居候、尤衆溜之儀者、前々日我之方へ引合可有之事、

一 師匠并差引入業合之場所へ相詰候節者、足袋相用可申事、

一 但業合之節者足袋不及相用候、

一 惣門弟 御通掛御目見罷出候節者 足袋相用<sup>ニ</sup>不及勿論、業合之節も同断 右之通可被相心得旨、矢五太夫殿より致承知候事

八月廿八日 御目付

一 此節流儀就 御覽、明後五日師匠家之面々御酒頂戴之賀札可致候間、當日四時我々扣所へ可被罷出旨、九月三日演武館掛御目付より  
新七殿致承知候付、其通庄蔵罷出候事

一 九月八日御目付より此節就 御覽、明後十日 御覽稽古場拝見被仰付候付、罷出候様致承知、中山基五兵衛・山口十蔵・日置吉左衛門・三原孫兵衛・福島新七・上原直次郎・土橋休次郎・長谷場佳左衛門・皆吉五郎右衛門・海老原庄蔵當日四時罷出、稽古場之進退折數も猶又相定置候事

一同十八日御目付より御用<sup>ニ</sup>付、新七罷出候處、御家老衆御下見、来る廿五日 御覽、廿七日<sup>ニ</sup>被召替候旨致承知候

一同日御用入宮之原主計より御用<sup>ニ</sup>付、神宮司為左衛門罷出候處、左之通被仰渡候、

来る廿七日 篠崎七郎左衛門

海老原庄蔵

東次郎左衛門

## 右流儀

御覽御日割、右之通被相替候条、此旨申渡可承向へも可申渡候、

九月 豊後

一 此節就 御覽、右通段々被仰渡候付、猶又門弟為心得、左之通為興堂へ致壁書候事此節御書附を以段々被仰渡候付而者、万端仰渡之通相守、聊取違無之様、猶又人念

不敬之儀共有之間敷事

一 御覽<sup>ニ</sup>付、稽古場進退折敷等之儀、兼而定置候通<sup>ニ</sup>而、手拭類者都而衆溜へ可召置事

一 劍術仕者脇差帶候而いたず事候間、鞘留勿論、小刀等入念扣所へ可召置事

一 中常<sup>ニ</sup>而稽古之面々、不洗物紋付勿論、稽古股引等<sup>ニ</sup>至、龜抹有之間敷事 但湯手帯無用之事

一 拔掛等万<sup>ニ</sup>仕之仕様不宣仕より其依打付候とも打出者仕之意<sup>ニ</sup>応<sup>シ</sup>可召置候、勿論、打出よりは打込儀共有之間敷事、但御覽<sup>ニ</sup>付而者、兼而之稽古とは相替候付、本文通り可被相心得事

○ 皆吉五郎右衛門 ○ 土橋休五郎 ○ 上原直次郎 ○ 毛利喜平太 ○ 三原孫兵衛 ○ 土橋三右衛門

右六人者、御覽並御下見之節、演武館扣所へ被罷候面々、都而右へ引合可被致星合事

○ 山口十蔵 ○ 日置吉左衛門 ○ 村瀬新七 ○ 長谷場佳左衛門

右四人者、右同様門弟御用之節、罷出可被致承知事

○ 山口十蔵 ○ 日置吉左衛門 ○ 三原孫兵衛 ○ 長谷場佳左衛門 ○ 毛利喜平太 ○ 土橋休五郎

右六人稽古仕之方内差引可被致事

○ 村瀬新七 ○ 皆吉五郎右衛門 ○ 上原直次郎 ○ 川上五後右衛門 ○ 木脇尚太郎 ○ 土橋三右衛門

右六人打出之方同断、

○ 鎌田哲次郎 ○ 日高与一左衛門 ○ 皆吉金六

○榎原平太左衛門 ○上村四郎右衛門 ○野村

彦兵衛

右六人稽古場表差引可被致事

一四ツ時より八ツ時迄劍術

一八ツ時より七ツ時迄柔術

一七ツ時より大鑑此迄奥之形

右の通 御覽済迄之間、毎日規則相定  
置候事

一十歳儀者、仕の方余事差引不拘、

御覽場稽古仕手之時宜を第一見計、進退  
不滞様、稽古場へ繰出之差引肝要之事

一五正土後右衛門儀者、打出之方右同断之事

一但五後右衛門稽古之時者、新七相勤

一孫兵衛・喜平太儀者、十歳次而、鼻紙其外  
脇差等

尚又改、順々揃量事

一五郎右衛門・直次郎儀者、五郎右衛門次而  
同断、

一福崎新蔵・帖佐次兵衛儀者、仕打出不相拘、  
双方へ相掛差引之致都合候様との事

一御覽場衆潤井演武館扣所之儀、都而内差引人  
可為計候間、何編可被応其意勿論、余人より  
聊たりとも差図ケ間敷事有之間敷候、乍然  
差引人万一不氣付儀有之候ハ、差引人へ致示  
談候儀者不苦候事

一庄蔵へ臨時之御用有之候歟、又者運変之儀共  
一万一有之候節者、甚五兵衛罷出時宜可応事

一孫兵衛・新七・直次郎其外差引人動場差支之  
面々、都而座々奉行頭人へ甚五兵衛より別勤  
被仰付度申出、其通而相済候事

一五月十七日十八日兩日於爲興堂正日下稽古  
いたし候、又々廿二日正日同前致稽古候事

一同廿五日御家老幾豈後殿・大目附図書殿  
其外御役々、於演武館弓場御下見有之、  
右相済候上、掛御目付へ進退不滞都合向之儀  
新七より相伺候處、御下見通而何も食段、伊

集院源之丞より致承知候事  
但御覽当日上草履鉢々被致用意候様との事

進上

御肴 一折

以上

海老原庄藏

為政

右目録當朝新七より御用入官之原主計へ  
差出候、尤御肴之儀者十歳より前以御包十  
人分へ取替而相頼置候事  
但目録小奉書壁紙、尤杉原紙ニ而も宜由

一九月廿七日

御覽當日雨風強、磯御茶屋より五ツ時御供  
揃ニ而被造 御帰殿候、左候而四ツ打切ニ  
五本御道具ニ而被為入候、此時御成御門外屏  
淮へ篠崎家門弟・此方・東家順々御次第  
書之通被出候、篠崎家稽古直ニ相初り  
九ツ過相済、引続此方之稽古相初として八ツ  
過ニ済候、尤八ツ打候ハ、御暁被召上候付、  
直ニ稽古可取上旨、前廣御目付より致承知置候  
處、大形中程過ニ而八ツ打候付、直ニ止候、御  
目付者扣所へ引取有之候得共、門弟中者夫張其  
併順番相捕居候通ニ而罷居候、右被為済候間、  
初候様  
御目付より承知、直ニ相初、八ツ過ニ首尾能相  
済候、引続東家稽古も相済、七ツ過被造  
御帰殿候  
銀子 一枚

右奏者町田図書取次を以拝領被仰付候  
今日芸道 御覽之處、兼而出精と  
相見得候、猶又不取拾様可致出精旨  
御沙汰被為 在候、

一九月廿七日  
今日芸道 御覽之處、門弟中兼々出精  
致指南候と相見得候、猶又相助シ可致指南旨  
御沙汰被為 在候、

一九月廿七日

御機敷詰御一門方

鳴津周防殿

鳴津讃岐殿

鳴津安芸殿

鳴津又四郎殿

右同御家老

喜多門殿

右同若年寄鳴津永馬殿・大目附樺山伊織殿

役	大番頭島津隼見・御小姓宇多頭謙姓織部・兼田木工之丞・高橋龍殿・御用入官之原主計・御側山口直記其外御目付七八人 向御役々席詰有之候事	同	今井伸之丞 関山十郎 村瀬新七 川上十郎太 大重源之丞 福島新之丞 三原孫兵衛 川崎四郎左衛門 和田彦兵 東郷弥八郎 土橋三右衛門 柴山竜五郎 田佐八郎 和田彦兵衛 長谷場佳左衛門 横口千歳 福嶋新藏 田畠直右衛門 右刺終三本 種子田市兵衛 カシキミタリ三本 野村与兵衛 土橋休五郎 終三本 日高六右衛門 毛利喜平太 吉井藤兵衛 三原孫兵衛 川口三四郎 土橋休五郎 河野清五郎 土橋三右衛門 宮之原源七 田佐八郎 坂元新助 福島新助 大重孫兵衛 村瀬新七 畠山次郎 皆吉五郎右衛門 カシキミタリ三本 福島新藏 頭三本	同	種子田藤五郎 毛利喜平太 西之原助左衛門 上原直次郎 樺山正之進 帖佐次兵衛 野元弥八郎 土橋休五郎 平原次郎左衛門 久留助八 野村与兵衛 帖佐次兵郎 坂元新助 國分善兵衛 石原正右衛門 田代清之丞 村瀬新七 染川金次 三原孫兵衛 鮫島元吉 上原直次郎 田佐八郎 種子田藤五郎 關山十郎 大重源之丞 内田良助 帖佐次兵衛 川上東右衛門 和田彦兵衛 平山五郎右衛門 鮫島元吉 愛甲七郎右衛門 内田良助 新創形三本 川口三四郎 土橋休五郎 河野清五郎 土橋三右衛門 宮之原源七 田佐八郎 坂元新助 福島新助 大重孫兵衛 村瀬新七 畠山次郎 皆吉五郎右衛門 カシキミタリ三本 福島新藏 頭三本
	但御役以下席詰之御側役奉者番迄御礼廻、尤掛御目付へは自分心得を見廻いたし	同	同	同	同
	候事	同	同	同	同
一	當日御酒四拾盃門弟中へ被下候付、退出掛皆々相揃為興堂并金六宅ニ而一統真戴候、但御通師匠迄被下、門弟中著於宅頂戴被仰付	同	同	同	同
	候旨被仰渡、尤物奉行計之由、	同	同	同	同
一	門弟人數左之通	同	同	同	同
一	劍術	同	同	同	同
	新創形三本 小松相馬 上司 打出種子田藤次郎 毛利喜平太	同	拔掛頭三本 檜口甚九郎 新創形三本	同	同
右同	深谷豊八郎 右同 佐多弥之助	同	新創形三本 和田彦兵衛 同	同	同
右同	上原直次郎 大重源之進	同	右同 漢口千歳 拔掛頭三本	同	同
	羅娃彌一郎 拔掛終三本 小笠原彦七郎 三原孫兵衛	同	右同 福嶋新藏	同	染川金次
	皆吉五郎右衛門 三原孫兵衛	同	拔掛頭三本 田畠直右衛門	同	三原孫兵衛
	桂徳之丞 新創形三本 土村叶	同	右刺終三本 鮫島元吉	同	上原直次郎
	土橋休五郎 和田彦兵衛	同	カシキミタリ三本 野村与兵衛	同	田佐八郎
下同	毛利勇之助 日高六右衛門	同	終三本 上原直次郎	同	種子田藤次郎
	鮫島元吉 原田基左衛門	同	右同 毛利喜平太	同	關山十郎
右同	古川藤太郎 土橋三右衛門	同	吉井藤兵衛 新創形三本	同	大重源之丞
	野村与兵衛 田佐八郎	同	新創形三本 川口三四郎	同	内田良助
右同	上床源佐衛門 拔掛頭三本 相良正之助	同	右同 土橋休五郎	同	帖佐次兵衛
	坂本新助 内田良助	同	右同 河野清五郎	同	川上東右衛門
	鶴丸金之助 村尾安右衛門	同	右同 土橋三右衛門	同	和田彦兵衛
	愛甲七郎右衛門 石原正右衛門	同	右同 宮之原源七	同	平山五郎右衛門
	高城善之助 橫山太郎左衛門	同	右同 田佐八郎	同	鮫島元吉
	木脇正右衛門 長谷場佳左衛門	同	右同 坂元新助	頭三本	愛甲七郎右衛門
同	永田喜之助 森本工右衛門	同	三本 福嶋新助	同	木脇尚太郎
	新創形三本 村瀬新七	同	大重孫兵衛	同	種子田藤五郎
	石見半兵衛 川上直治	同	村瀬新七	同	土橋休五郎
	日高次郎右衛門 柴山竜五郎	同	畠山次郎	同	關山十郎
同	西高彌一郎 本城尚五郎	同	皆吉五郎右衛門	同	種子田市兵衛
	内田良助 種子田市兵衛	同	カシキミタリ三本 福嶋新藏	頭三本	帖佐次兵衛
同	有馬藤五郎 植村新左衛門	同	皆吉五郎右衛門	同	同
	種子田藤次郎 言吉五郎右衛門	同	カシキミタリ三本 福嶋新藏	頭三本	同

頭三本	三原孫兵衛 長谷場佳左衛門	村瀬新七 石原正右衛門	和田源右衛門 山口十藏	皆吉五郎右衛門 野村彦兵衛
新劍頭三本	毛利喜平太 田佐八郎	中段本 土橋休五郎	居新形三ツ 上村四郎右衛門	頭三ツ 足玉市之助
右同	大重源之丞 高崎孫四郎	中段五本 坂元新助	貞吉金六 肥田伝之丞	
中段五本	土橋三右衛門 種子田市兵衛	新劍形三本 川上五右衛門	居頭より四ツ 桂徳之丞	帖佐弥之助
中段五本	皆吉五郎右衛門 長谷場佳左衛門	新形打続半 福島新蔵	上同	大重源之丞
中段五本	村瀬新七 石原正右衛門	新劍形三本 永山休兵衛	右同 川上千郎太	福島新蔵
新劍形三本	榎原平太左衛門 山口十藏	毛利喜平太 種子田市兵衛	右同 石原正右衛門	田代清之丞
新劍形三本	上村四郎右衛門 皆吉五郎左衛門	新劍形三本 中山甚五兵衛	立合より四ツ 土橋休五郎	村瀬新七
一柔術		三原孫兵衛	組合六ツ 田畠直右衛門	染川金次
手綱頭三ツ	岩下佐次右衛門 種子田彦次郎	振込より三ツ 奥次郎兵衛	組合六ツ 皆吉五郎右衛門	和田彦兵衛
頭三ツ	德永善左衛門 川上千郎太	頭三ツ 坂元新助	立合より四ツ 内田良助	關山十郎
右同	久保源助 久留助八	振込より三ツ 山口仲五左衛門	組合六ツ 鰐島元吉	種子田彦次郎
頭三ツ	飯塚八郎 福島新蔵	頭三ツ 木脇尚太郎	組合六ツ 嵐山吉次郎	自己誤
右同	海江田正蔵 川上千郎太	膝車より三ツ 石原正右衛門	組合六ツ 土橋休五郎	坂元新助
頭三ツ	吉留庄次郎 愛甲七郎右衛門	面影より三ツ 大久保勘兵衛	奥立合三ツ 大重源之丞	村瀬
振込より三ツ	木場伝内 皆吉五郎右衛門	面影より三ツ 和田善兵衛	立合新形六ツ 木場伝内	自己誤六ツ 三原孫兵衛
振込より三ツ	足玉五郎衛 島山彦次郎	頭三ツ 川上千七	組合六ツ 皆吉五郎右衛門	福島新蔵
振込より三ツ	和田孫右衛門 長谷場佳左衛門	右同 西田次郎太	組合六ツ 染川金次	鰐島元吉
振込より三ツ	日置吉左衛門 村瀬新七	頭三ツ 土橋三右衛門	奥立合三ツ 大重源之丞	嵐山吉次郎
頭三ツ	肥田伝之丞 伊集院彦八	右同 井上直助	自己誤六ツ 土橋休五郎	愛甲七郎右衛門
居新形三ツ	河野七郎右衛門 立食小取三ツ	毛利喜平太 神宮司為右衛門	立合新形三ツ 木場尚太郎	坂元新助
			立合新形三ツ 村瀬新七	足玉市之助
			立合新形三ツ 上原直次郎	上原直次郎
			奥足二十本 三原孫兵衛	染川金次
			立合新形三ツ 毛利喜平太	自己誤六ツ 土橋三右衛門
			奥立合三ツ 大重源之丞	種子田彦次郎
			奥立合三ツ 長谷場佳左衛門	愛甲七郎右衛門

組合十 着引人	田佐八郎 村瀬新七 種子田彦次郎 皆吉五郎右衛門 福島新蔵 三原孫兵衛 心劍詰	日高弓一左衛門 榎原太左衛門 皆吉金六 山口千歳 三原孫兵衛 川上五後右衛門 長谷賀休左衛門 皆吉五郎右衛門 土橋休五郎	楊柳・肱津・凡返 一面影三ツ 一面影・膝車・鬼拳 同頭四ツ 三ツ目抜 組合六ツ 四ツ目抜 文倉新形 一小足足二十 (図略)	振込・膝車・飛邊 一居新形三ツ 一頂三ツ 一立合四ツ 立合式・摺立式 自己誤 一奥立合
右名書先々より小番・新番・御小姓与と片書有 之候得共、御前へ被差上候 大目附座ニ而別段御書改有之由候付、片書無之 候而も宣もの、由承候間、此節不致片書候、尤 稽古も柔之儀者名前之頭ニ幾ツ、剣術者何本と 迄ニ而候、且名書之儀者前々日差出候様との 事ニ而候、惣人数百拾人御下見之節より 御 覽迄當病差合老人も無之、都而名前通ニ而珍敷 人数相揃、殊更扣所衆溜其外稽古場之進退折敷 彼是別院宣有之たると申事ニ而候、 但差引人之儀者、表差引・内差引之差引ニ 不及、名書前件通ニ而前以差引人之名前 掛御目附方へ明段差出儀様致承知、其通 差出置候、尤稽古人數差引 人名前之儀、都而前文通ニ而候、	野庄村右衛門 猪俣為右衛門 平原八郎左衛門 平原三藏 橋口基四郎 長谷賀八郎 平田兵六 平田吉次郎	此節之儀者、猿崎家より稽古初り候付、彼之門 弟都而御通掛御目見仕候而者、稽古之都合不宜、 夫故真先ニ稽古被致候面々行人計者、御通掛ニ 不罷出、宿宿へ被罷居様為被致承知哉ニ承候 間、為見合記置候、 右者 御覽後年見合ニ基、此節之儀も 都而右通ニ而相済候間、猶又後年之為見合、 細詰記置候事		
一稽古組合之形臍、左之運相宍置候、 一新剣形三本 但武本目より四本迄 一抜掛灌流三本 カツキ込面付西脛打切 一中段三本 頂三本、尤騎鰐掛 一手続頭三ツ	一抜頭三本 但八重垣・膝車・竜勢 一抜掛終三本 膝車・竜勢・行嶺 一中段五本 一本抜 一振込三ツ	嘉永四年辛亥九月 為興堂		